

# こまったときはすぐ相談!



いやや  
**消費者ホットライン ☎188 (局番なし)**

※最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。※IP 電話、PHS からはご利用いただけません。

## 市町村の相談窓口

高知市消費生活センター	088-823-9433	本山町まちづくり推進課	0887-76-3916
南国市消費生活センター	088-880-6205	大豊町地域福祉課	0887-72-0450
幡多広域消費生活センター	0880-34-8805	土佐町企画推進課	0887-82-2450
室戸市産業振興課	0887-22-5116	大川村総務課	0887-84-2211
安芸市商工観光水産課	0887-35-1011	いの町産業経済課	088-893-1115
土佐市産業振興課	088-852-7679	仁淀川町産業建設課	0889-35-1083
須崎市元気創造課	0889-42-3951	中土佐町まちづくり課	0889-52-2365
宿毛市企画課	0880-62-1255	佐川町町民課	0889-22-7706
土佐清水市観光商工課	0880-82-1115	越知町産業課	0889-26-1105
四万十市環境生活課	0880-35-4147	梶原町保健福祉課	0889-65-1170
香南市商工観光課	0887-50-3013	日高村産業環境課	0889-24-4647
香美市商工観光課	0887-53-1084	津野町町民課	0889-55-2314
東洋町産業建設課	0887-29-3395	四万十町にぎわい創出課	0880-22-3281
奈半利町住民福祉課	0887-38-4204	大月町まちづくり推進課	0880-73-1181
田野町まちづくり推進課	0887-38-2813	三原村総務課	0880-46-2111
安田町町民生活課	0887-38-6712	黒潮町海洋森林課	0880-55-3115
北川村経済建設課	0887-32-1222		
馬路村健康福祉課	0887-44-2112		
芸西村産業振興課	0887-33-2113		

## 第2期 高知県消費者教育推進計画

(令和5年度～令和11年度)



くまっちゃん  
@高知県立消費生活センター

**秘密は厳守します!** 問題解決に向け、相談内容に応じて確実に専門機関につなぎます。

## 県の相談窓口

**高知県立消費生活センター ☎088-824-0999**

高知市旭町3丁目115 こうち男女共同参画センター「ソレー」2階 相談受付時間:日曜日～金曜日9:00～16:45

## 高知県消費者教育推進計画 概要版

高知県文化厚生スポーツ部県民生活課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL.088-823-9653 FAX.088-823-9879  
ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/>

令和5年3月  
高知県



## ① 計画策定の目的

この計画は、消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条第1項に基づき、国の基本方針を踏まえて定めるものです。

県では、誰もが消費者教育を受けられるよう、様々な場で消費者教育の機会を提供し、被害に遭わない自立した消費者(自ら気づき、判断し、行動することができる消費者)、よりよい社会の発展に寄与するエシカルな消費者<sup>(※)</sup>の育成を目指して、市町村や学校教育、関係団体など様々な主体と相互に連携・協働し、お互いの強みを生かしながら、消費者教育を総合的、体系的に推進していくことを目的として、「第2期高知県消費者教育推進計画」を策定しました。

(※)エシカルな消費者:人・社会・地域・環境に配慮した消費行動を伴う消費者

## ② 計画期間

令和5年度から令和11年度までの7年間の計画期間とし、国の基本方針の中間見直しに合わせ、本県の計画についても中間的な見直しを行います。

## ③ 消費者教育推進の基本的な方向と取組内容

### ① ライフステージや消費者の特性・場の特性に応じた切れ目のない対応

- 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等**
  - ・学習指導要領に基づいた消費者教育の推進
  - ・若年者向け消費生活講座の実施 ほか
- 大学・専門学校等**
  - ・大学等と連携した消費生活講座の実施
  - ・メール配信やSNSを活用した啓発・情報提供 ほか
- 地域**
  - ・高齢者向け等消費生活講座の実施
  - ・地域見守り情報の発信・相談窓口の周知 ほか
- 家庭**
  - ・子どもの事故防止に向けた情報発信
  - ・インターネット利用における親と子のルールづくりの推進
- 職域**
  - ・消費生活に関する情報提供

### ② 消費者教育の人材(担い手)の育成・活用

- ・教職員への研修の実施
- ・くらしのサポーターの育成・支援 ほか

### ③ 各主体との連携・協働

- ・国や他県との連携・協働
- ・市町村との連携・協働
- ・学校教育との連携・協働 ほか

### ④ 他の消費生活に関連する教育との連携

- ・環境教育との連携
- ・食育との連携
- ・防災教育との連携 ほか



## ④ 計画に関する成果指標

### ① 高齢者の消費者被害の防止

高齢者の特性や高齢者が遭いやすい消費者被害の実態に即した注意喚起や情報提供を行うとともに、地域の見守りネットワークの中でも消費者教育を推進します。

成果指標	・60歳以上で被害に遭ったことがある人の割合 ⇒R11年度:15.0%(R3年度:19.3%)
	・高齢者向け等消費生活講座実施回数 ⇒R11年度:45回(R3年度:8回)
	・くらしのサポーター登録者数 ⇒R11年度:累計300名(R3年度:累計206名)

### ③ 消費者被害・トラブルを潜在化させない取組の推進

消費者トラブルや被害を防ぎ、潜在化させないために、事例等の情報提供や相談窓口の周知を行います。

成果指標	・消費生活センターの認知度 ⇒R11年度:80%(R3年度:68.0%)
	・消費者ホットラインの認知度 ⇒R11年度:50%(R3年度:14.0%)

### ⑤ エシカル消費の推進

自らの消費行動が社会に与える影響を自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」を目指す消費者教育を推進します。

成果指標	・県内の食品ロス発生量の削減 ⇒R11年度:18,652t(R3年度:20,817t)
	・フードバンク等に寄附をする県民の割合 ⇒R11年度:5.1%(R3年度:1.7%)
	・消費者トラブル防止に取り組む県民の割合 ⇒R11年度:50.0%(R3年度:15.8%)

### ② 若者に対する消費者教育の推進

大人になったばかりの若者は様々な消費者トラブルに遭いやすい傾向にあることから、自立した賢い消費者を育成するため、若者への消費者教育を推進します。

成果指標	・「18歳になればできること」の問いに対する正答率(全問正解) ⇒R11年度:10.0%(R3年度:0.2%)
	・20歳代以下で被害に遭ったことがある人の割合 ⇒R11年度:10.0%(R3年度:18.0%)
	・若年者向け消費生活講座の実施回数 ⇒R11年度:30回(R3年度:15回)

### ④ インターネット利用に伴うトラブルへの対応強化

様々な情報通信機器が急速に普及し、新しいサービスが次々登場する中、インターネットの利用に伴う消費者トラブルに対応できる批判的思考力を身につけるため、消費者教育や最新の情報提供を行います。

成果指標	・SNSでの情報発信回数 ⇒R11年度:年間300回(R3年度:年間254回)
	・ネット被害に関連した消費生活出前講座 ⇒R11年度:年間30回(R3年度:年間15回)

### ⑥ 自然災害等の緊急時への対応

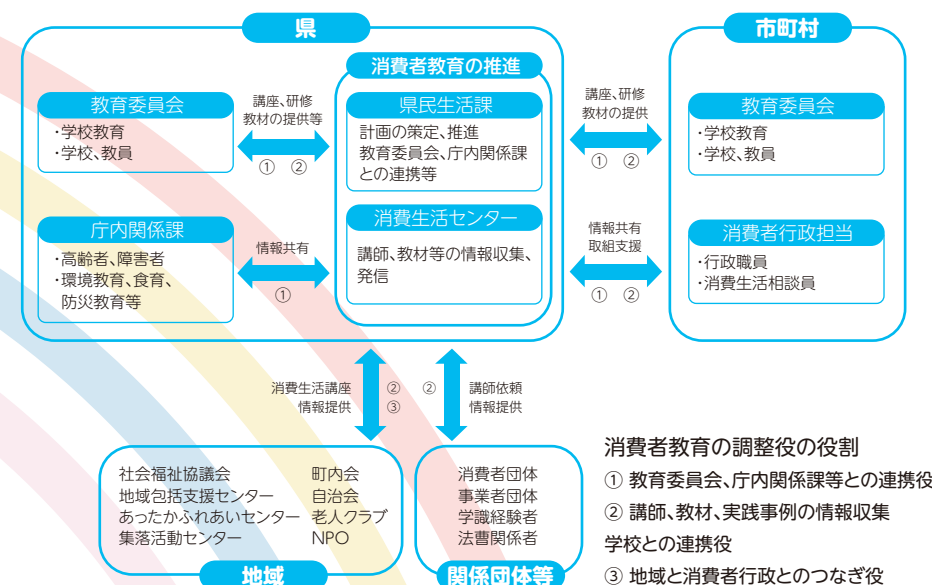
南海トラフ地震や豪雨災害等の非常時でも適切な消費行動が取れるよう、情報提供を行います。

成果指標	・緊急時の対応に関するSNSでの情報発信回数 ⇒R11年度:20回(R3年度:8回)

## ⑤ 計画の推進

本計画の推進に当たっては、市町村をはじめ、教育機関、消費者団体等の関係機関と情報交換や連携をしながら、計画に掲げた取組を実施します。

また、取組状況については、高知県消費者教育推進地域協議会(高知県消費生活審議会)に報告し、充実が必要な部分については今後の施策に反映します。



- 消費者教育の調整役の役割
- ① 教育委員会、庁内関係課等との連携役
  - ② 講師、教材、実践事例の情報収集 学校との連携役
  - ③ 地域と消費者行政とのつなぎ役